

## 中川流域水害対策協議会

日時：令和7年10月27日（月）10時00分～  
場所：愛媛県東予地方局今治支局4階大会議室

### 次 第

#### 1. 開会

#### 2. 議事

（1）中川流域水害対策協議会の規約について

（2）流域水害対策計画の策定に向けて

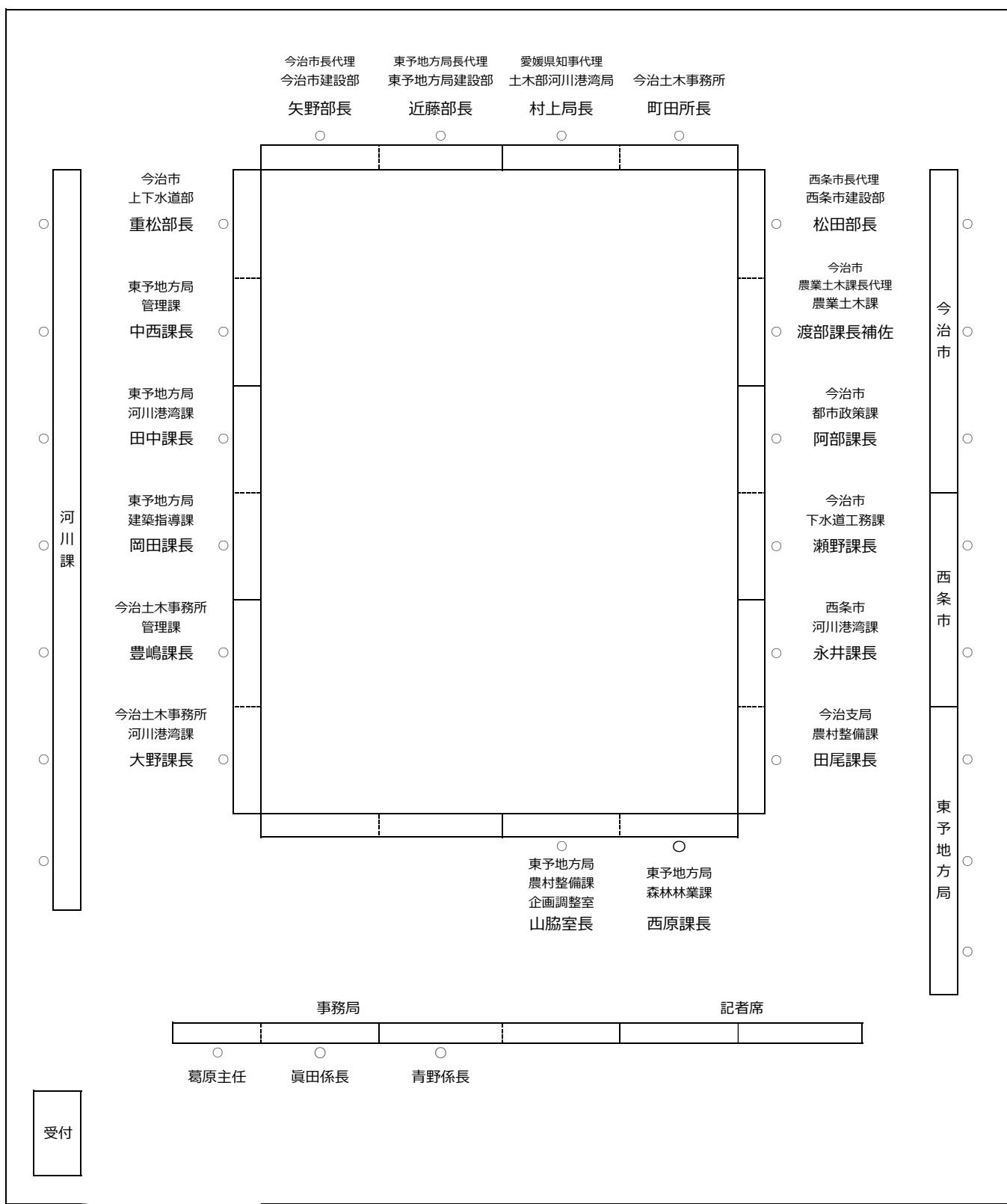
（3）今後のスケジュールについて

（4）その他

#### 3. 閉会

# 令和7年度 第1回中川流域水害対策協議会 配席図

R7.10.27



## 中川流域水害対策協議会出席者名簿

■令和7年10月27日（月）10：00～ 於：今治支局 4階大会議室

※敬称略

事務所	所属		氏名	備考
協議会員	愛媛県 知事	代理 愛媛県 土木部 河川港湾局長	村上 雅彦	
協議会員	愛媛県 東予地方局長	代理 愛媛県 東予地方局 建設部長	近藤 孝利	
協議会員	愛媛県 東予地方局 今治土木事務所長		町田 一益	
幹事	愛媛県 東予地方局 建設部 管理課長		中西 洋司	
幹事	愛媛県 東予地方局 建設部 河川港湾課長		田中 浩二	
幹事	愛媛県 東予地方局 建設部 建築指導課長		岡田 有司	
幹事	愛媛県 東予地方局 今治土木事務所 管理課長		豊嶋 貴康	
幹事	愛媛県 東予地方局 今治土木事務所 河川港湾課長		大野 浩和	
幹事	愛媛県 東予地方局 農林水産振興部 農村整備課企画調整室長		山脇 秀元	
幹事	愛媛県 東予地方局 農林水産振興部 森林林業課長		西原 寿明	
幹事	愛媛県 東予地方局 農林水産振興部 今治支局農村整備課長		田尾 光章	
協議会員	今治市 市長	代理 今治市 建設部長	矢野 圭悟	
オブザーバー	今治市 上下水道部長		重松 義文	
幹事	今治市 建設部 農業土木課長		小野 泰史	欠席
幹事	今治市 建設部 都市政策課長		阿部 和也	
幹事	今治市 上下水道部 下水道工務課長		瀬野 敦司	
協議会員	西条市 市長	代理 西条市 建設部長	松田 敏	
幹事	西条市 建設部 建築審査課長		近藤 良和	欠席
幹事	西条市 建設部 港湾河川課長		永井 佳仁	
その他出席者	愛媛県 土木部 河川港湾局 河川課長		永木 洋平	
	愛媛県 土木部 河川港湾局 河川課主幹		板橋 弘和	
	愛媛県 土木部 河川港湾局 河川課 計画係長		岩田 幸三	
	愛媛県 土木部 河川港湾局 河川課 計画技師		大西 諒	
	愛媛県 土木部 河川港湾局 河川課 河川行政係長		一色 玲子	
	愛媛県 土木部 河川港湾局 河川課 河川行政係主事		安岡 昇平	
	愛媛県 東予地方局 農林水産振興部 森林林業課今治市駐在		吉原 千裕	
	愛媛県 東予地方局 建設部 管理課主事		山下 航平	
	今治市 建設部 農業土木課 課長補佐		渡部 明	
	今治市 建設部 農業土木課 係長		大仲 幹男	

## 中川流域水害対策協議会設置規約（案）

### （名称）

第1条 本会は、中川流域水害対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 協議会は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき設置する。

### （目的）

第2条 協議会は、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、中川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる総合的な流域対策を推進させるために、中川流域水害対策計画（以下「計画」という。）の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うことで計画の効果的な実施及び運用を図ることを目的とする。

### （協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 計画の作成及び変更に関する協議

(2) 計画の実施に係る連絡調整

### （協議会の組織等）

第4条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

2 協議会は、必要と認める者に参加を求めることができる。

3 協議会の進行は愛媛県東予地方局今治土木事務所長が行う。

4 協議会の招集は法第7条第2項第1号に規定する者が行う。

### （幹事会）

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる者（以下「幹事」という。）をもって構成する。

3 幹事会は、必要と認める者に参加を求めることができる。

### （部会）

第6条 第3条に掲げる事項について、調査、検討等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、調査、検討等の内容に応じて、幹事のうち、必要なものをもって構成する。

3 部会は、必要と認める者に参加を求めることができる。

### （事務局）

第7条 協議会の事務を処理するため、事務局を東予地方局今治土木事務所に置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、幹事会で定める。

### （会議の公開）

第8条 協議会の公開は、会議の傍聴を希望する県民等に、協議会が会議の傍聴を認めることにより行う。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会及び部会は、原則非公開とし、幹事会及び部会の結果を協議会へ報告すること

により公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、別表1に掲げる者の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 本規約の改正、その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の協議により定める。

附 則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

別表 1

愛媛県知事
〃 東予地方局長
〃 今治土木事務所長
今治市長
西条市長

別表 2

幹事 東予地方局建設部	管理課長
〃 〃	河川港湾課長
〃 〃	建築指導課長
〃 東予地方局今治土木事務所	管理課長
〃 〃	河川港湾課長
〃 東予地方局農林水産振興部	農村整備課企画調整室長
〃 〃	森林林業課長
〃 〃	今治支局農村整備課長
〃 今治市建設部	農業土木課長
〃 〃	都市政策課長
〃 今治市上下水道部	下水道工務課長
〃 西条市建設部	建築審査課長
〃 〃	港湾河川課長

## 傍聴要領

中川流域水害対策協議会

### 1 会議での受付及び手続

会議の傍聴を希望する方は、当日の開始時刻 10 分前までに、会場に入室し、会場内の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従つて傍聴席に着席して下さい。

### 2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。なお、これらに違反する場合は、退場していただくことがあります。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。
- (2) 会場において、食事又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。  
ただし、事務局の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

### 3 会議の秩序の維持

- (1) 会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従って下さい。
- (2) 会議を傍聴する方が、2の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。



# **中川流域水害対策計画の策定に 向けて**

**令和7年10月27日  
第1回中川流域水害対策協議会**

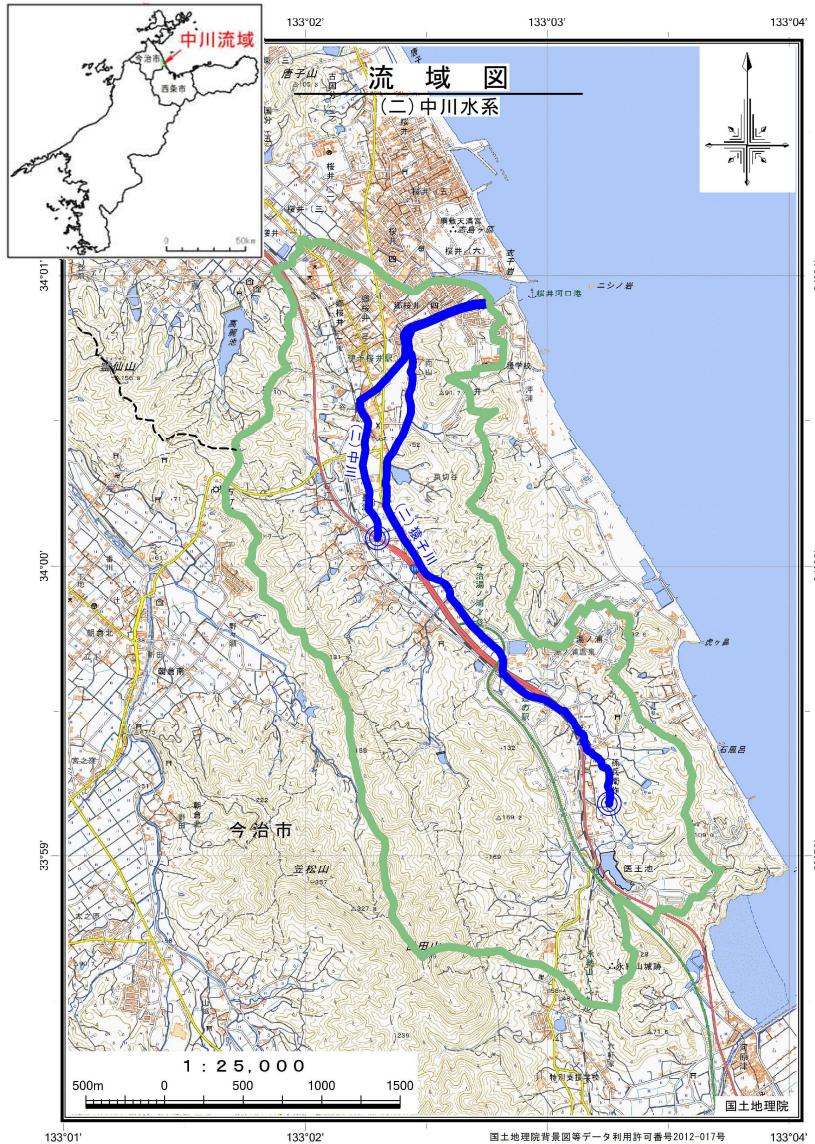


# 中川特定都市河川流域 について

# 中川特定都市河川流域について(概要)



- 中川水系中川は、愛媛県今治市東部を流れる2級河川である。
- 流域の多くを山地が占め、中川・猿子川が並走しつつ水田地帯を通過し、下流域では資産が集中する市街地を流れ、桜井河口港（燧灘）に注がれる。
- 中川水系の流路総延長は約5.89km（中川2.06・猿子川3.83）km、流域面積は約7.32km<sup>2</sup>である。

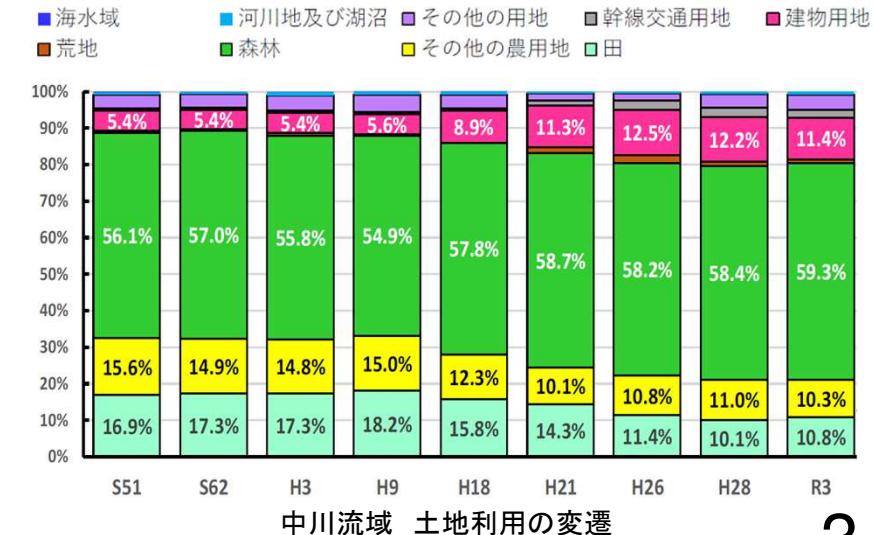
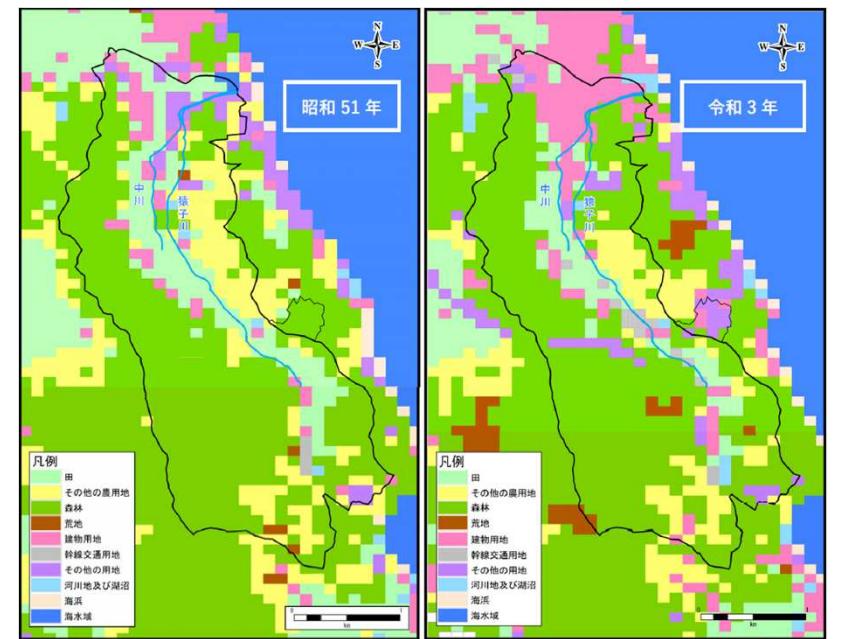


延長	約5.89km（中川2.06・猿子川3.83）														
流域面積	7.32km <sup>2</sup>														
人口	流域内人口：約2800人、想定氾濫区域内人口：約2000人														
流域土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>山地が流域全体の約6割を占める。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一般市街地</th> <th>畠、原野</th> <th>水田</th> <th>山地</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13.6%</td> <td>15.6%</td> <td>10.8%</td> <td>60.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table>					一般市街地	畠、原野	水田	山地	合計	13.6%	15.6%	10.8%	60.0%	100.0%
一般市街地	畠、原野	水田	山地	合計											
13.6%	15.6%	10.8%	60.0%	100.0%											
気象	<ul style="list-style-type: none"> <li>当流域は、四季を通じて温暖少雨で、気候温和な瀬戸内式気候に属している。</li> <li>気象庁今治観測所では、2020年の年間総降水量は1,489mm、平均気温は16.0℃である。</li> <li>過去30年間の年降水量の平均は1,326mm、最多は2004年の1,803mm、最少は1994年の731mmである。</li> </ul>														
地形・地質	<ul style="list-style-type: none"> <li>河口付近は工業地域または住居地域である。</li> <li>下流域は扇状地性低地になっており、宅地、農地利用が多い。</li> <li>中・上流域の沿川は扇状地性低地、山地部は小起伏・大起伏丘陵地、小起伏山地が拡がっている。丘陵地・山地は主に山林として利用されている。</li> </ul>														
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>今治市の産業は、第1次産業6%、第2次産業32%、第3次産業61%となっており、第3次産業の比率が多い。流域内の農業は、稻作が主体である。</li> </ul>														
その他特記 (流域状況等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域内では、地域森林計画対象民有林、保安林、鳥獣保護区の指定がなされている。</li> <li>中川流域及び元瀬川流域の一部が瀬戸内海国立公園の自然公園地域に指定されており、また優れた自然景観を保持しているとして国が指定した特別地域に、猿子川流域の最上流付近（医王池と愛媛県天然記念物湿地植物、休暇村瀬戸内東予のレクリエーション施設等を含む）が指定されている。</li> <li>なお、支川猿子川の上流域の一部が西条市にかかる。</li> </ul>														

# 中川特定都市河川流域について(流域の市街化)



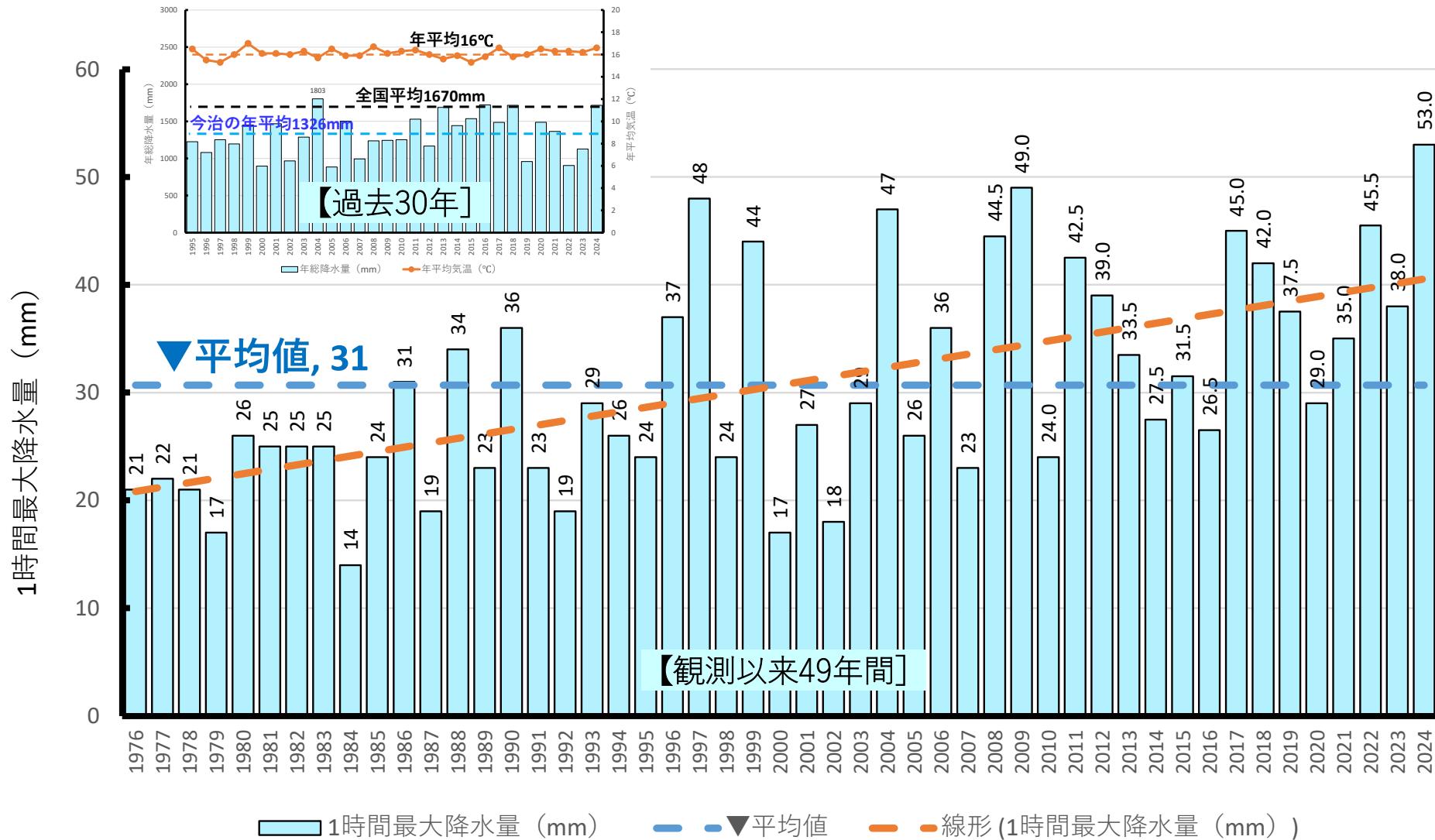
- 中川河口部は市街化区域に指定されており、桜井小学校等の学校施設やJR伊予桜井駅等の公共施設が立地しており、人口・資産が集積した区域を流れる河川となっている。
- 近年では、水田及び畠地等の貯留機能をもつ地目が減少し、建物用地・道路等の割合が増加しており、流域内の都市化の進展が確認できる。



# 中川特定都市河川流域について(気象特性と気候変動)



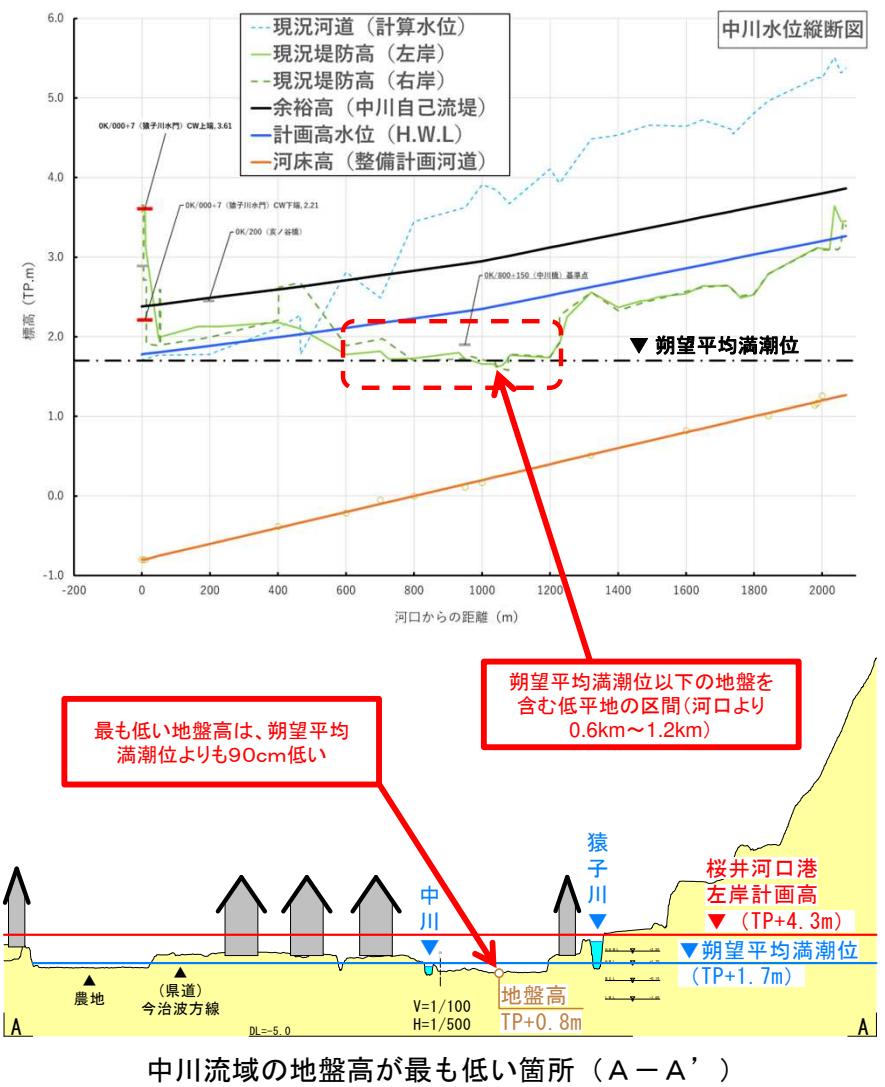
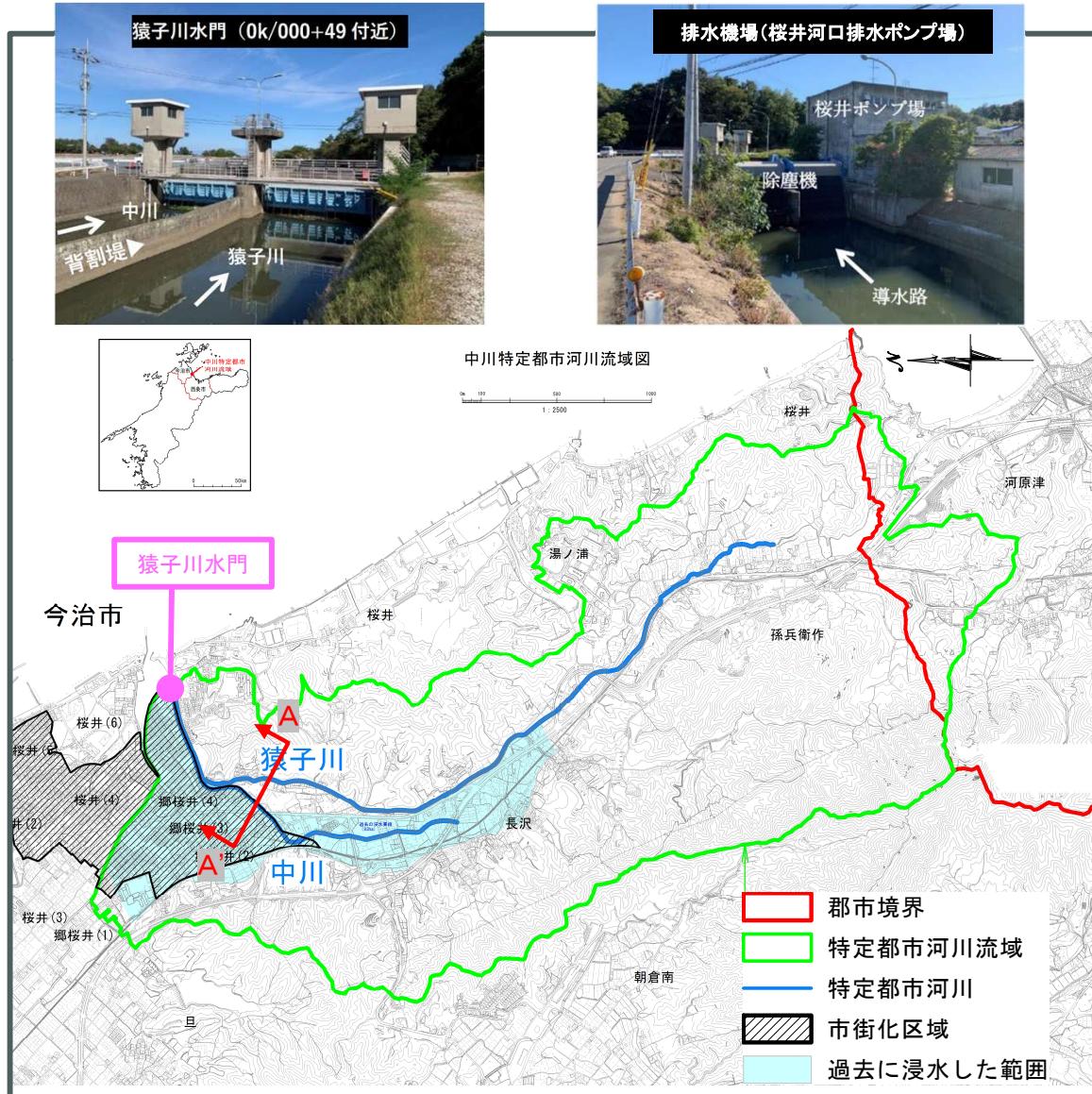
- 中川流域の気候は、温暖な瀬戸内海式気候に属しており、気象観測所（今治）における過去30年間の年平均気温は16.0°Cとなっている。同気象観測所における過去30年間の年平均総降雨量は約1326mmであり、全国平均総雨量1670mmの約8割程度となっている。
- しかし、観測以来49年間の各年の1時間最大降水量は、全期間平均31mm/hrに対して明らかに近年のほうが多くなっており、近似曲線の傾きは右肩上がりを示している。集中豪雨の頻度が増加しており、気候変動の影響を受けていることがわかる。



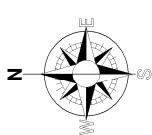
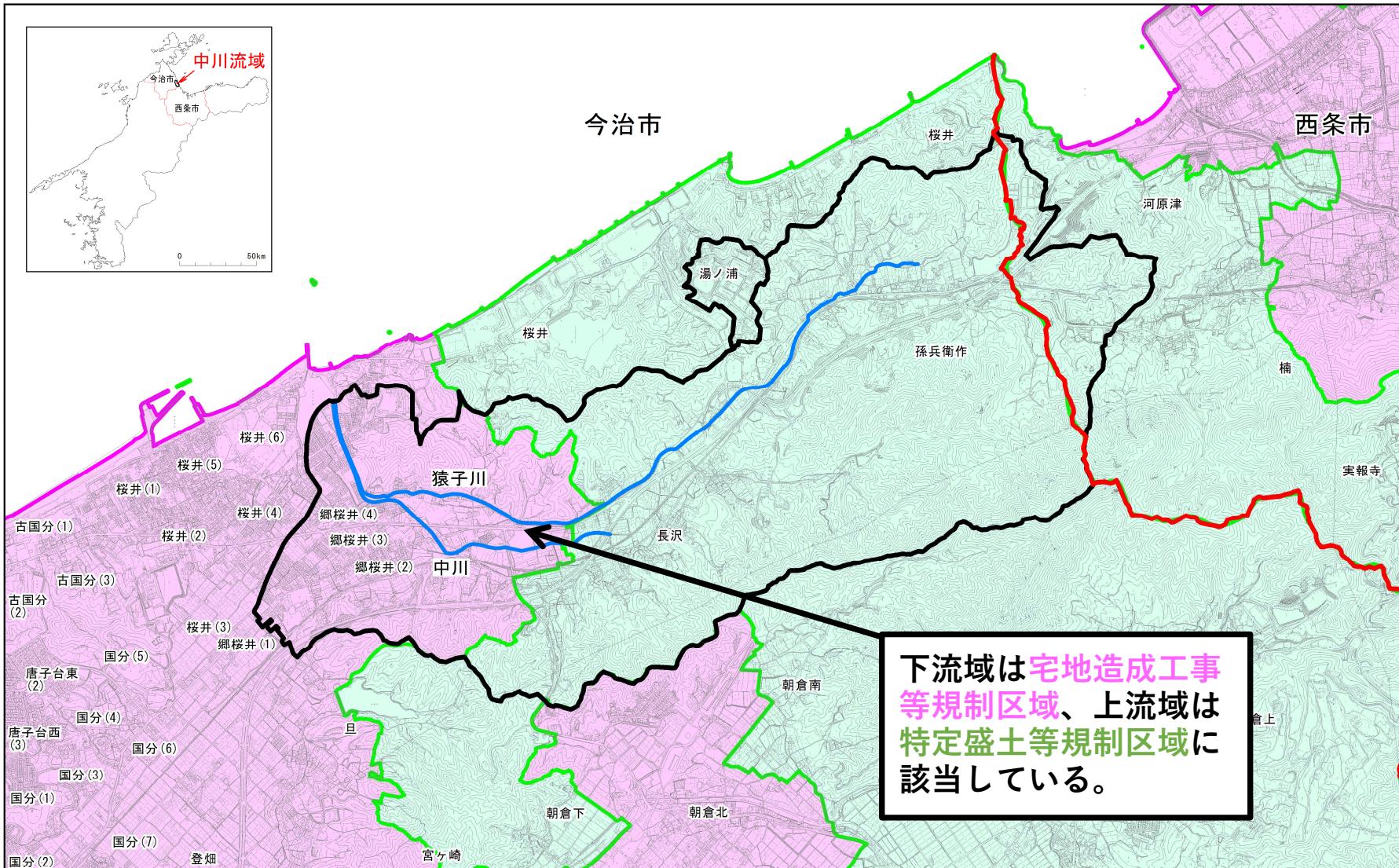
# 中川特定都市河川流域について(流域の地形特性)



- 中川では高潮対策を図るため、河口部に猿子川水門を設置している。
- 河道の流下能力が低いことに加え、流域内的一部地区においては、朔望平均満潮位以下の地盤高となっており、潮位が高い条件で出水ピークが重なると、内水・外水を含めた水災害が極めて発生しやすい流域特性となっている。
- 出水時には、排水機場（桜井河口排水ポンプ場）を稼働させ、内水等の水を海へ排出している。



# 法規制関連(宅地造成工事等規制区域・特定盛土等規制区域)



【都市・町丁字境界の出典】

今治市・西条市デジタルマッピングデータより

0 0.25 0.5 1 1.5 2 2.5 km 1:20,000

■ 郡市境界

■ 宅地造成工事等規制区域

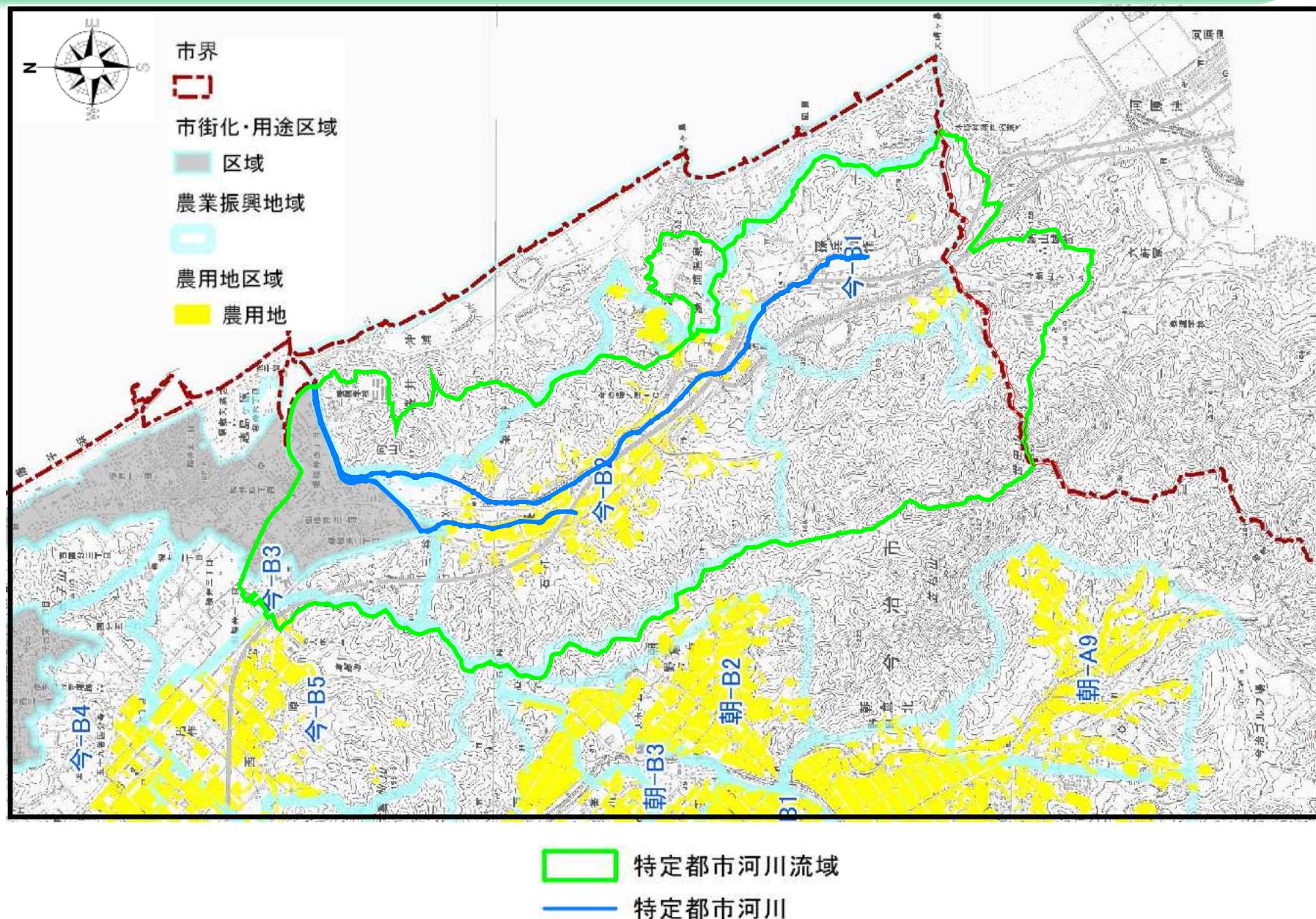
■ 特定盛土等規制区域

■ 特定都市河川流域

■ 特定都市河川

〔宅地造成工事等規制区域・特定盛土等規制区域（中川流域）〕  
(出典) 愛媛県土木部道路都市局都市計画課公表図shpデータをもとに中川流域について作成

# 法規制関連(農業振興地域整備計画)



[ 農業振興地域整備計画（中川流域）]  
(出典) 今治市提供の土地利用計画図（付図1-1号）に中川流域界及び特定都市河川を加筆

# 法規制関連(立地適正化計画)



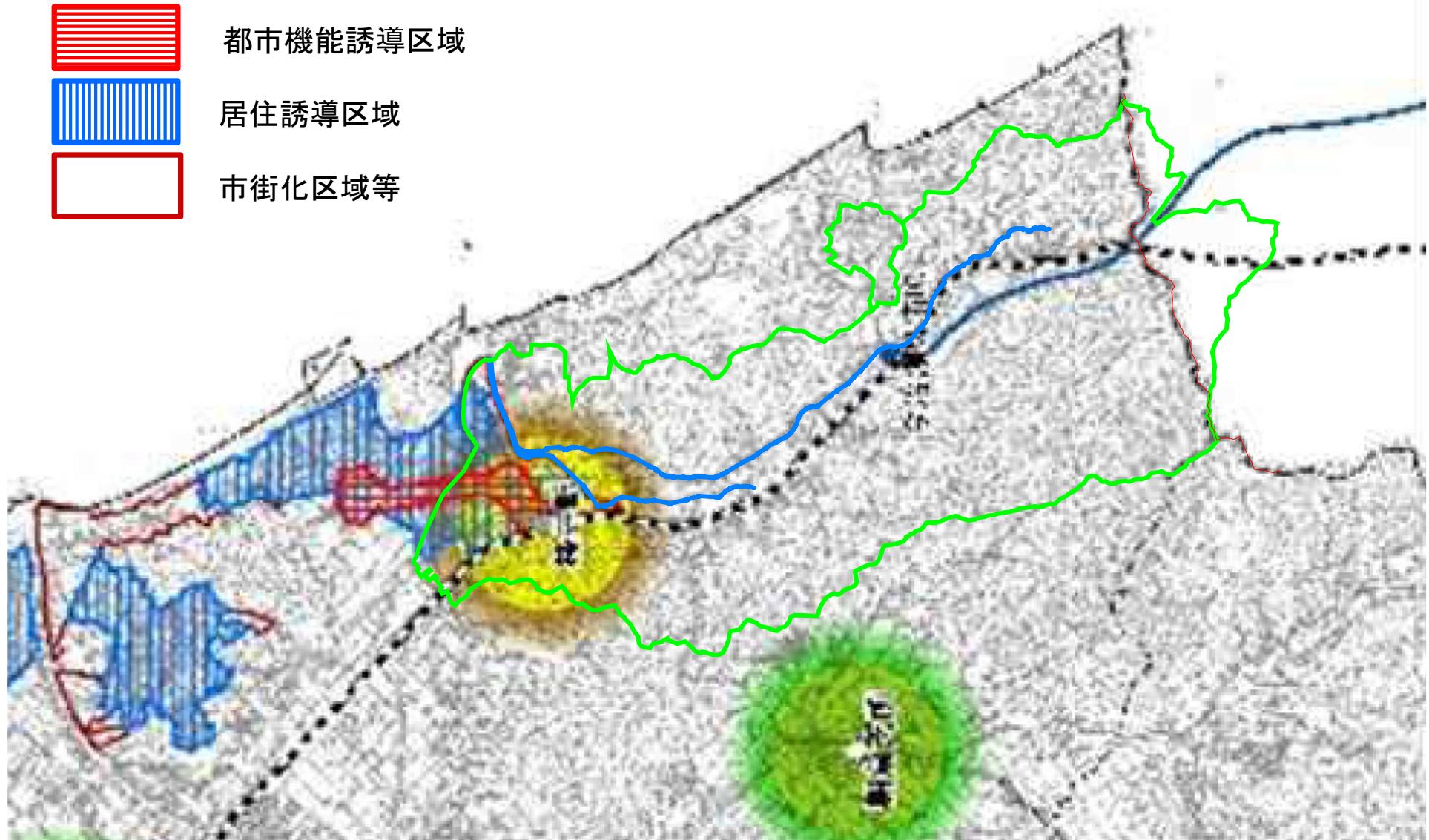
都市機能誘導区域



居住誘導区域



市街化区域等



□ 特定都市河川流域

— 特定都市河川

暫定版

[立地適正化計画に定める居住誘導区域及び都市機能誘導区域（中川流域）] 暫定版  
(出典) 第7回今治市立地適正化計画（素案）より画像を抜粋し加筆



# 中川特定都市河川流域 の現状と課題

# 中川流域の現状(主な洪水被害)



- 昭和51年9月11日洪水において、中川・猿子川で合計19件の床下浸水がおこっており、近年では、平成10年10月17日（台風10号）、平成29年9月17日（台風18号）において、有堤部からの越水が確認されている。
- 愛媛県水害リスクマップにおける既往浸水範囲は、今治湯ノ浦ICから下流の低平地が広範囲に浸水している。  
(構造物等の被災記録は残っていない)

年	発生年月日	河川名	気象原因	水害原因	市町村名	水害区域面積		被災家屋棟数	被害額 (千円)
						(ha)	床上		
昭和51年	9月11日	中川	台風17号	---	今治市	2.0	---	11	13,963
昭和51年	9月11日	猿子川	台風17号	---	今治市	0.2	---	8	5,412
平成10年	10月17日	中川	台風10号	有堤部越水	今治市	0.04	---	1	1,012
平成29年	9月17日	中川	台風18号	有堤部越水	今治市	0.01	---	1	922

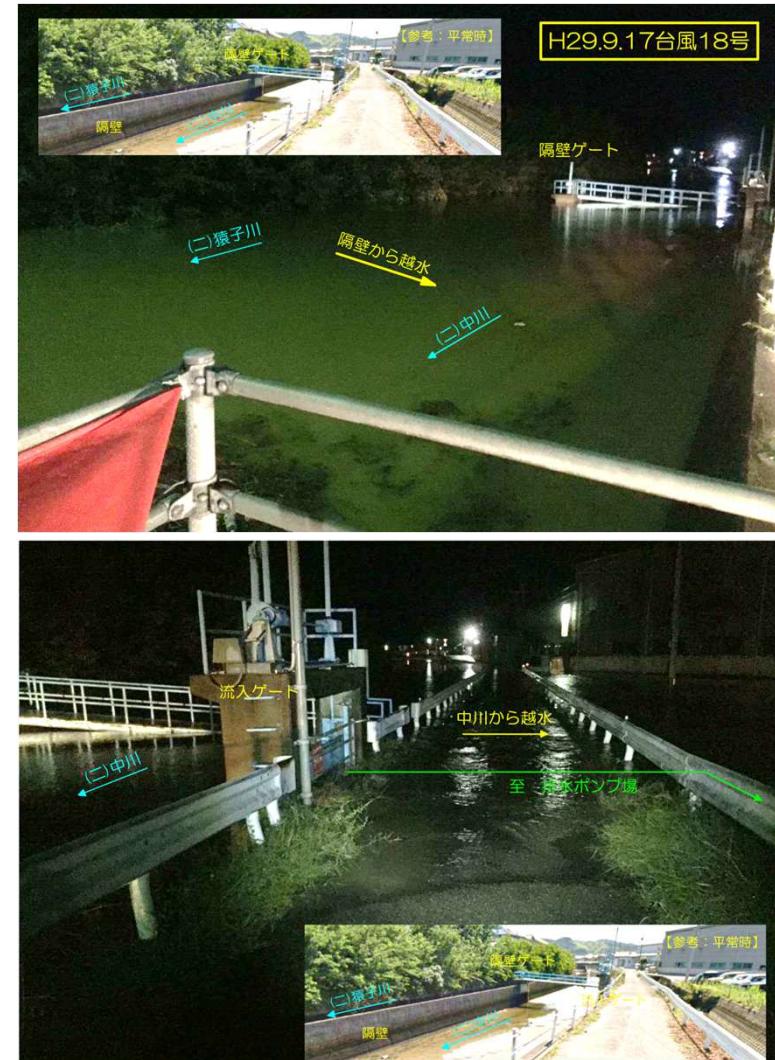
(出典：水害統計)



出典) 愛媛県水害リスクマップ (旧今治市より)

◇市街地を含む低平地が広  
がる中川沿川において、広範  
囲に浸水 (約93ha)

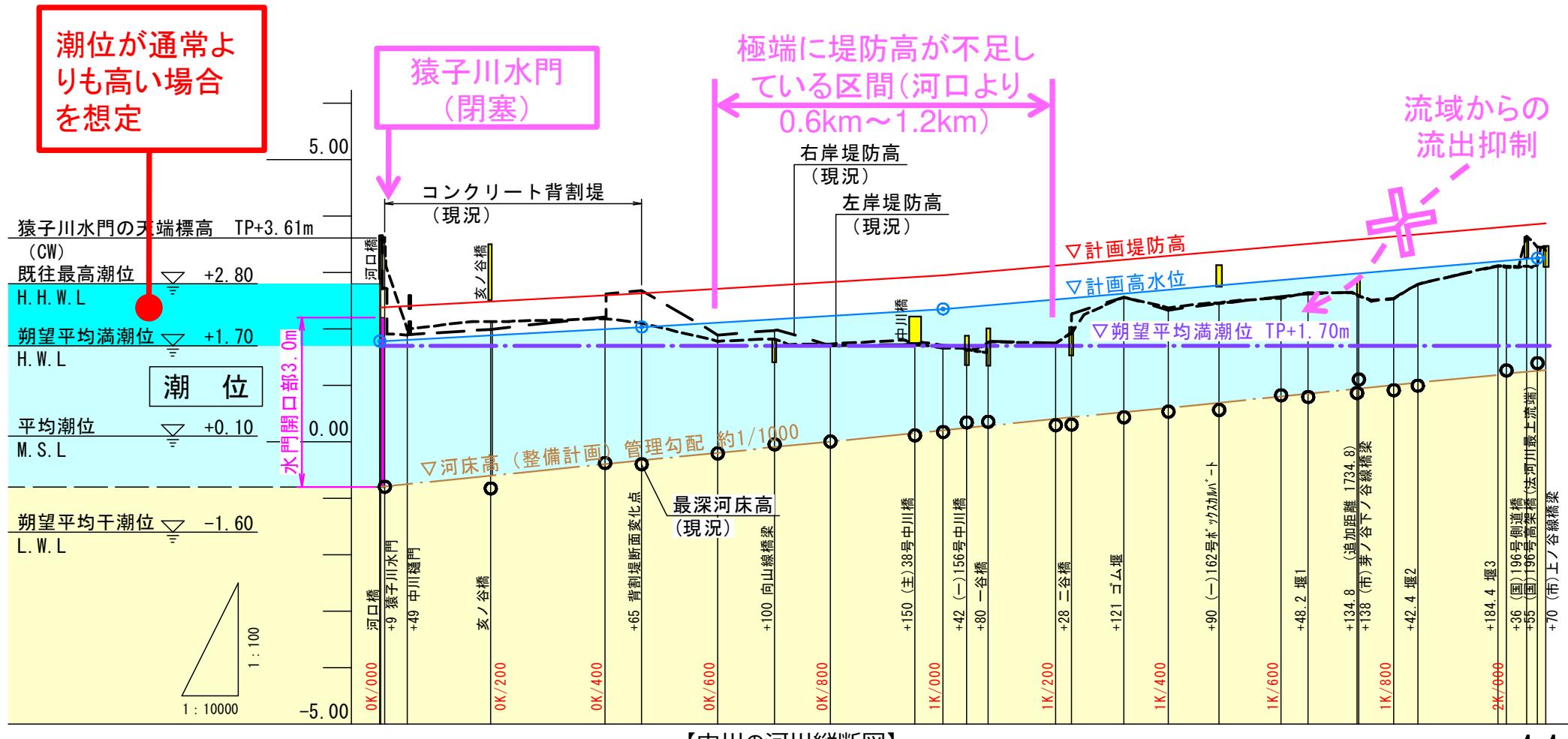
<凡例>	
過去に浸水した区域	
	過去に土砂災害が発生した箇所
	洪水浸水想定区域
	計画規模(L1)
	想定最大規模(L2)
砂防	
	土砂災害特別警戒区域
	土砂災害警戒区域
	土砂災害危険箇所



# 中川の現状(内水対策の必要性)



- 現況河道が将来的に整備計画で定められた計画堤防高になれば、朔望平均満潮位までの潮位に対して安全に洪水を流下できるようになるが、極端に堤防高が不足している区間（河口より約0.6km～1.2km）が存在することにより、現状では出水のピークで水門を全開にする操作を行えない状況にある。
  - さらには、台風の吸い上げ・吹き寄せ効果等により、潮位が朔望平均満潮位よりも高い場合、中川流域全体の洪水が河口部におしよせてきた際に、河口水門を完全に締め切って対応する必要があり、雨水は、これまで以上に流域の低平地内に湛水するようになる。
  - 以上より、河道改修とあわせて排水機場を活用し、さらには流域からの流出抑制をふまえた流域全体の内水対策が必要となる。



# 中川の現状(内外水の浸水リスク:現況河道)

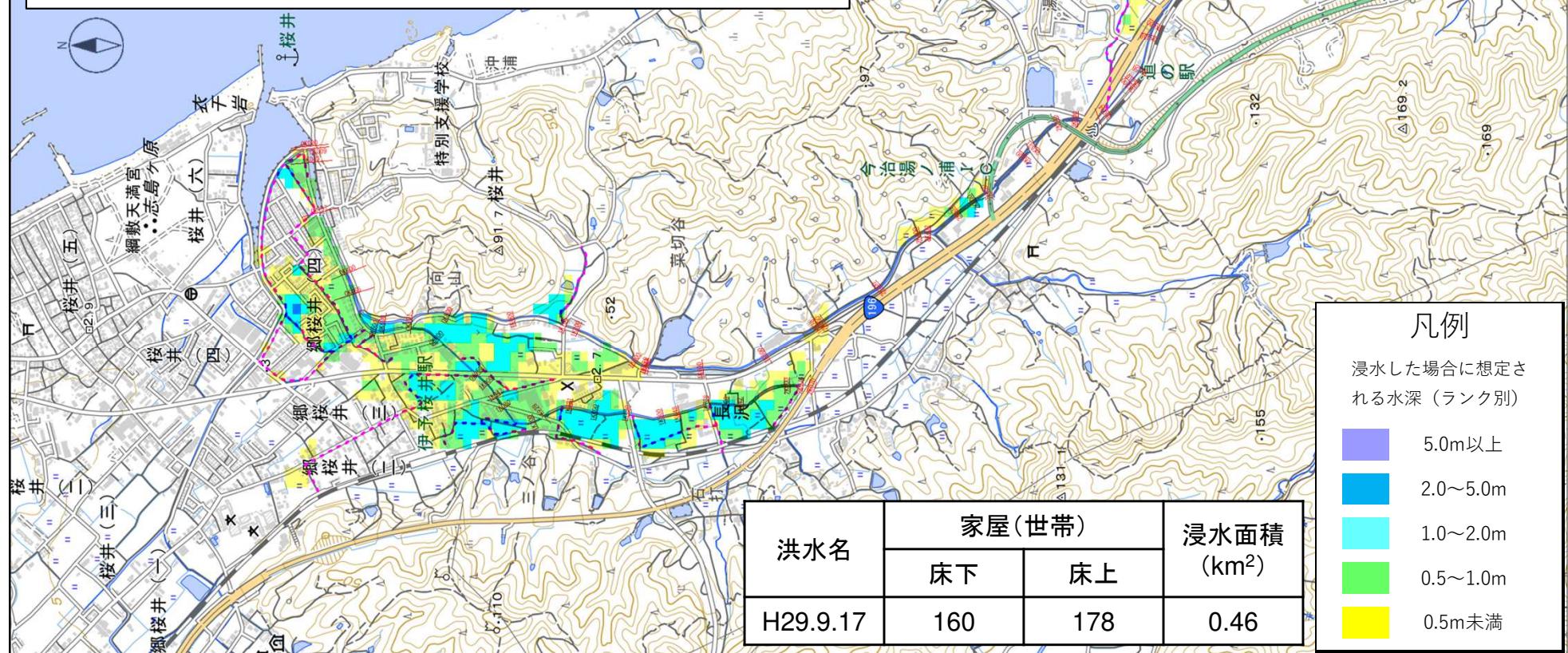


## 【現況河道の浸水リスク】

- 平成29年9月17日洪水(台風18号)が再度発生し、さらに潮位が高くなることが想定される場合、内水(河道への接続水路)及び外水(中川・猿子川)により家屋(床下160+床上178世帯)の浸水被害が発生すると想定される。

- 波形: 平成29年9月17日(台風18号)洪水波形の実績値
- 雨量データ: 流域平均雨量(今治・西条・玉川)
- 確率規模: 内水(1/10相当以上)、外水(1/10相当以上)
- 気候変動の影響: 考慮( $\times 1.1$ 倍相当以上)
- 解析手法: 内外水統合型氾濫モデル(内水・外水)
- 潮位波形: モデル潮位波形(高潮時 TP+2.8m)
- 水門操作及び排水機場: 水門締切(TP+1.7m)、ポンプ稼働
- 堤防状況: 現況の堤防高(令和3年度実測断面)

現況河道



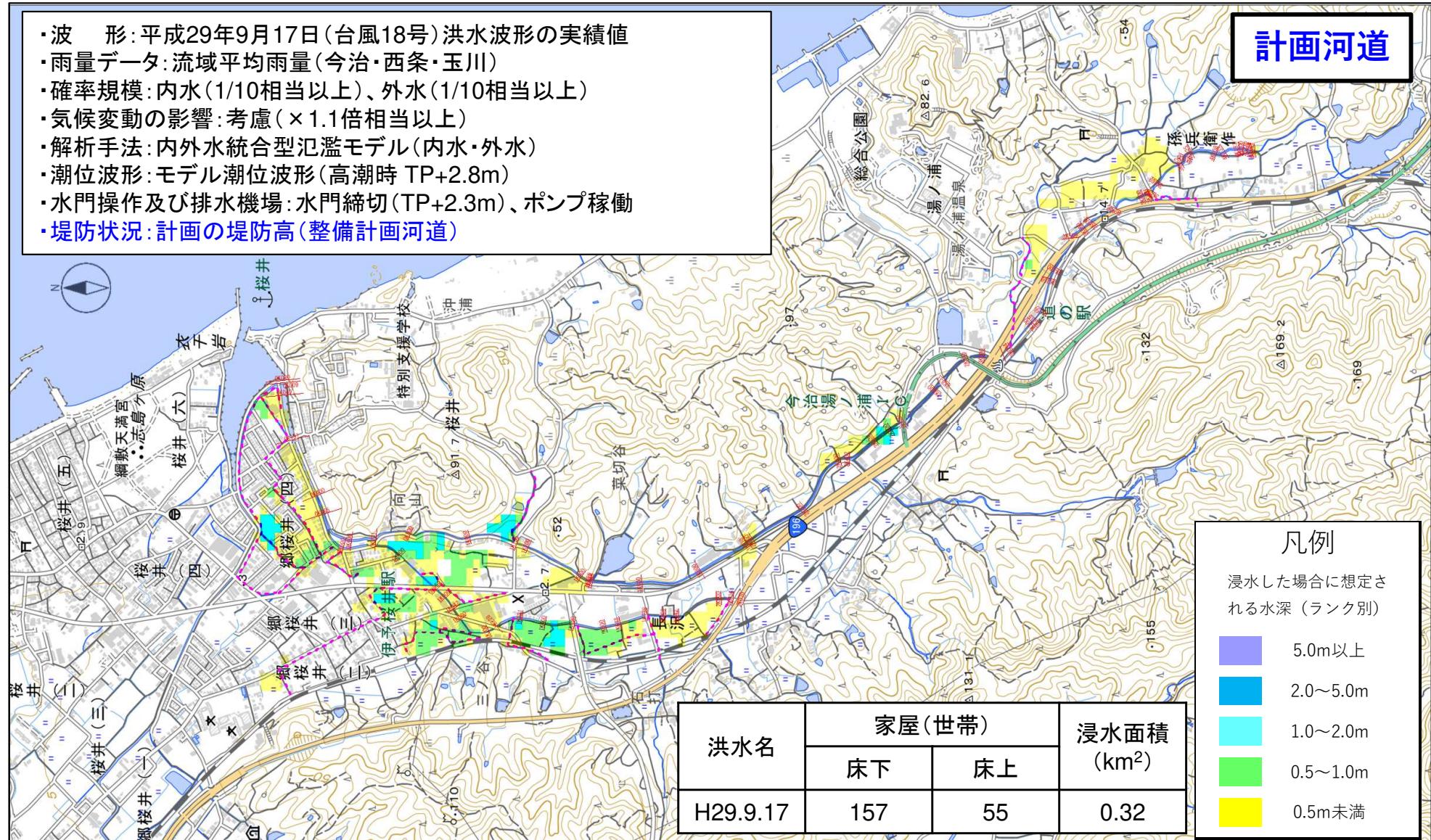
※浸水世帯数及び浸水面積は、都市浸水想定の浸水区域に基づき、メッシュデータから算出した値を示している。

# 中川の現状(内外水の浸水リスク:計画河道)※比較対象



## 【計画河道の浸水リスク】

- 計画河道の完成後においては、家屋(床下157+床上55世帯)の浸水被害となり、床上浸水被害が大きく緩和される。(※浸水被害の多くは、内水氾濫が主な構成要素に)



# 中川特定都市河川流域の内水対策の考え方(現状と課題)



## 中川水系流域治水プロジェクト

平成29年9月豪雨と同規模の洪水に対して、被害を防止・軽減する事を目標に、関係者が連携して様々な取り組みを推進。内水対策も位置付けられた。

### 【現状】

中川流域では、平成29年9月豪雨時の河口水門の締め切りにより浸水被害が発生した。下流市街化区域(低平地)の地盤高が低いために、出水ピークで水門を全開にすることができず、浸水被害を増大させている現状がある。

### 【課題】

老朽化した排水機場の更新を早期に行うこと、および極端に低い現況堤防高を嵩上げすることに加えて、水門閉塞時に内水が現状よりも増大しないよう、雨水貯留施設の設置や流域内の雨水貯留機能を保全する必要がある。

特定都市河川浸水被害対策法を活用

特定都市河川指定

流域水害対策計画

各機関での流域対策

流域水害対策計画により、被害軽減対策を実施

【中川流域の対応】

河川法で位置付けられた計画

中川水系河川整備基本方針(R6.6策定)

中川水系河川整備計画(R7.3策定)

流域治水整備事業

河川整備計画において位置付けられた河川改修事業を当該事業に紐付ける。内水対策では、排水機場を更新し、加えて雨水貯留機能等を保全する。

# 中川水系流域治水プロジェクト(令和4年度策定)

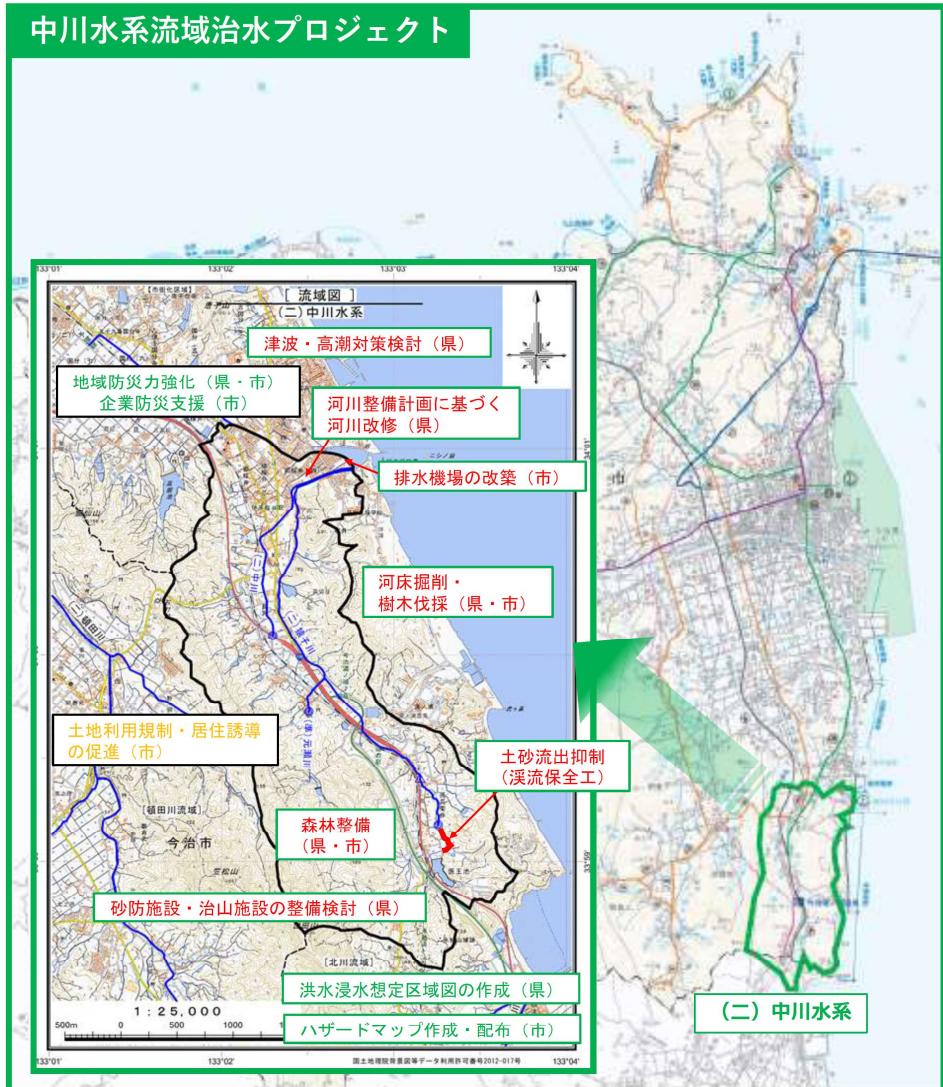


## 中川水系 流域治水プロジェクト(イメージ) [対策内容] ～【“市民が真ん中”のまち今治】ひとりひとりが輝く今治を守る防災・減災対策～



平成30年7月豪雨で甚大な被害が発生した今治市。気候変動の影響により日々増大する水害リスクを軽減させ、「防災・減災対策で災害に強いまち“今治”」を目指して、市民を含めた流域のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」による対策に取り組む。

### 中川水系流域治水プロジェクト



### 中川水系流域治水プロジェクトの主な取り組み

#### ■ 沢をできるだけ防ぐ・減らすための対策

##### ◎ 河川整備計画に基づく河川改修の推進

- ・浸水被害のある河川断面狭小区間の早期解消

##### ◎ 雨水排水施設の整備

- ・排水機場の改築による内水対策

##### ◎ 河床掘削や樹木伐採による即効性のある治水対策

##### ◎ 砂防施設・治山施設の整備による土砂・流木の流出抑制対策

##### ◎ 雨水貯留機能の確保 ◎ 森林整備による水源涵養機能向上

##### ◎ 津波・高潮対策の検討

### 位置図



■ 平成29年台風18号  
浸水被害発生



#### ■ 被害対象を減少させるための対策

##### ◎ 立地適正化計画等による土地利用規制や居住誘導の促進

##### ◎ 土砂災害警戒区域等の指定による開発行為の制限や移転勧告等

#### ■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

##### ◎ 住民・地域・企業、まち全体で取り組む減災対策

##### ◎ 「逃げ遅れゼロ」「リードタイムの確保」に向けた避難体制強化

##### ◎ 水害リスクの軽減

※関係者で連携して、詳細な内容や新たな対策を検討する。

### 【桜井排水機場】施設の改築



### 【河川改修】河川断面狭小区間の解消



# 特定都市河川浸水被害対策法の概要

流域治水施策集 (Ver2.0) より



- ◆ ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践に向けて、特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、県・市・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり・流域における貯留・浸透機能の向上等を推進するもの。
- ◆ 地域の実情に応じてメニューを選択していく。

## 河川改修・排水機場等の ハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- ・ 河道掘削、堤防整備
- ・ 遊水地、輪中堤の整備
- ・ 排水機場の機能増強 等

## 雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間**による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定  
都道府県知事等が認定することで、**補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等**を創設

- ・ 対象：民間事業者等
- ・ 規模要件： $\geq 30m^3$ （条例で0.1- $30m^3$ の間で基準緩和が可能）

②国有財産の活用制度  
**国有地の無償貸付又は譲与**ができる

- ・ 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例

## は中川でのメニュー(案) は実施の可否について要検討



## 雨水浸透阻害行為の 許可

田畠等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- ・ 対象：公共・民間による $1,000m^3$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

## 保全調整池の指定

100m<sup>3</sup>以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 埋立等の行為の**事前届出を義務化**
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**

## 浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- ・ 指定権者：都道府県知事
- ・ 都市計画法上の**開発の原則禁止**（自己用住宅除く）
- ・ 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする



居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

## 貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**



貯留機能を有する土地のイメージ

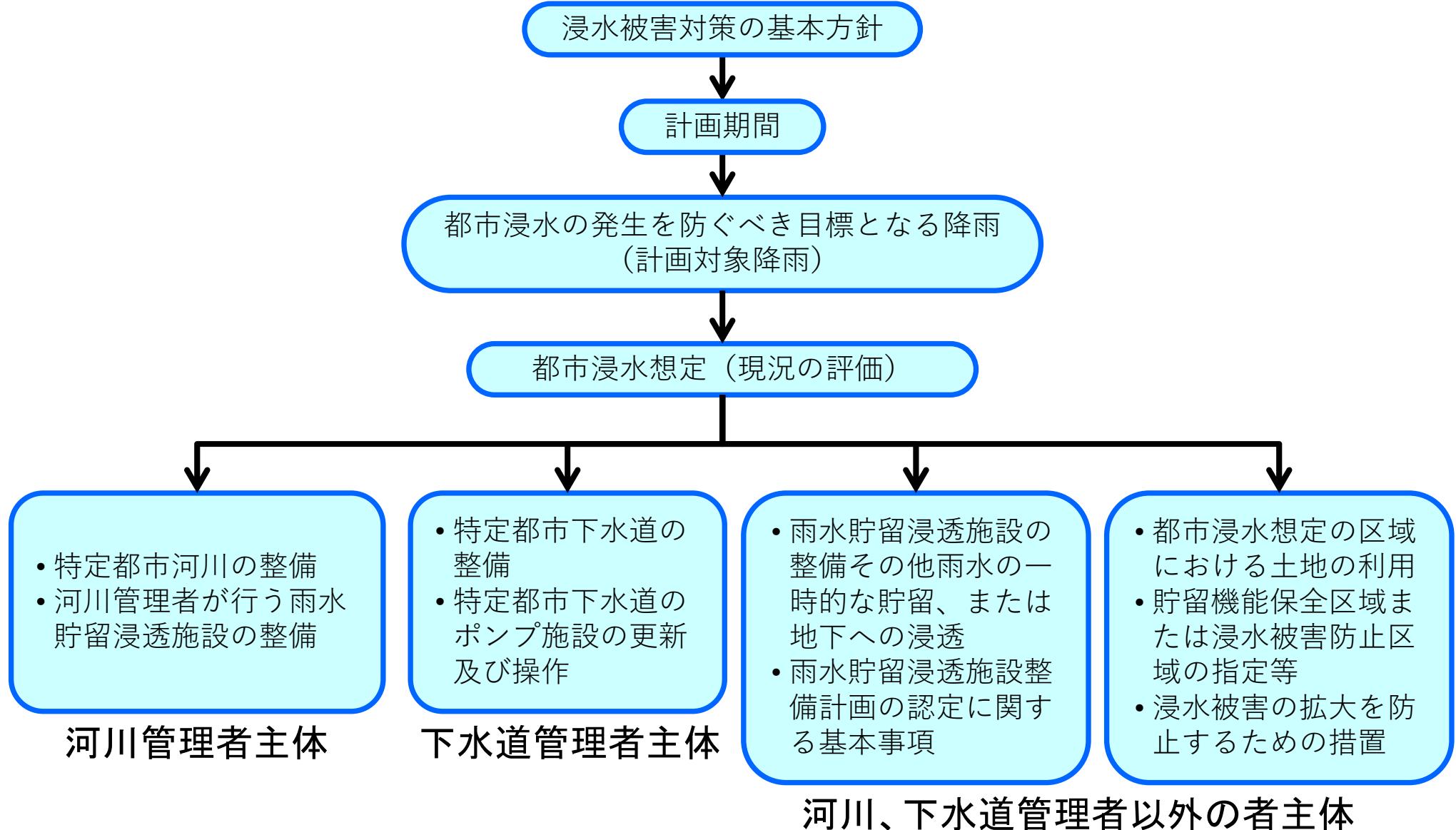


# 中川流域水害対策計画について

# 流域水害対策計画に定める事項



■特定都市河川浸水被害対策法 第4条第2項に基づき、流域水害対策計画に次の事項を定める。



～流域のあらゆる関係者の共同により推進～

# 流域水害対策の基本方針(詳細)

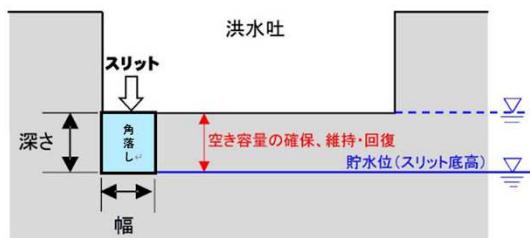


■ 流域治水では、流域のあらゆる関係者の参画のもと、土地利用状況及び地形特性等をふまえ、下記の3つの視点から、浸水被害対策を総合的かつ多層的に進める。

## ①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策 (氾濫への対応)

流域全体で雨水や流水等を貯留する対策や洪水流下の抑制対策、氾濫水を制御する対策をそれぞれ充実し、自然環境が有する多様な機能も活かしながら効果的に組み合わせて実施する。

- ◆ 河道整備（拡幅・築堤）
- ◆ 排水機場の更新
- ◆ 既存ため池等の活用
- ◆ 田んぼダムの推進
- ◆ グラウンド貯留施設の整備等

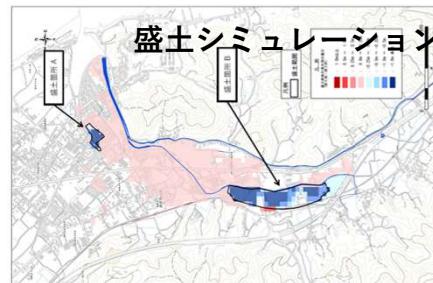
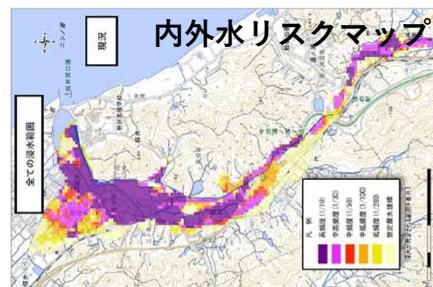


[既存ため池の活用、田んぼダム、グラウンド貯留施設等]

## ②被害対象を減少させるための対策 (建築物への対応)

水害リスクがあるエリアにおける宅地の嵩上げや、建築物の構造の工夫等の浸水軽減対策を講じるとともに、区域の指定を行う。

- ◆ 宅地嵩上げ等
- ◆ 浸水被害防止区域の指定
- ◆ 貯留機能保全区域の指定等



[内外水リスクマップを用いた  
浸水被害防止区域の指定、貯留  
機能保全区域の指定等]

## ③被害の軽減・早期復旧・ 復興のための対策 (脆弱性への対応)

流域全体で「避難体制の強化」「経済被害の軽減」「早期復旧・復興」等のための対策を組み合わせ、被害を最小化する。これらを推進するため、水害リスク情報を充実させる。

- ◆ 中川水系流域治水プロジェクトの推進
- ◆ 洪水ハザードマップや今治市防災情報ポータルの周知と活用（リスクコミュニケーションの充実）
- ◆ 今治市防災会議による関連機関との連携強化



[今治市防災ポータル等を用いたリ  
スクコミュニケーションの充実]



- 中川水系河川整備計画、下水道整備計画、まちづくりの計画期間をふまえ、計画対象降雨に対し、流域一体で総合的かつ、多層的な浸水被害対策による浸水の解消または軽減する効果を発現させるために必要な期間として、本計画の計画期間を概ね30年とする。

## [計画期間の考え方]

### 河川、下水道、まちづくりの計画期間を勘案

河川

令和7年3月に策定した「中川水系河川整備計画」における対象期間が概ね30年である。

下水道

令和5年に全体計画の変更を行っており、計画目標年度を令和24年度としていることから、残りの期間は概ね20年である。

まちづくり

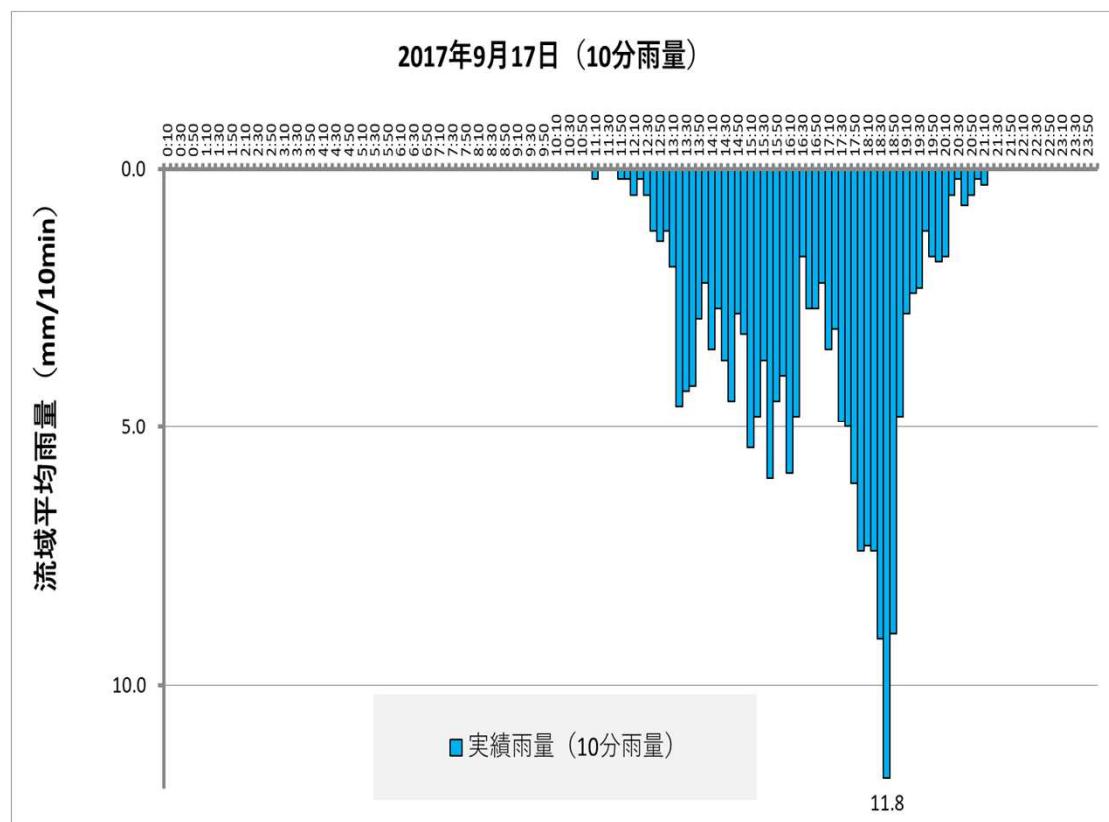
令和3年3月に計画変更した「今治市都市計画マスタープラン」では、令和12年を計画の目標期間としていることから、残りの期間は概ね5年である。「今治市立地適正化計画」では、令和22年を計画の目標としており、残りの期間は概ね15年である。

- 特定都市河川浸水被害対策法の施行通知においては、「効果を発現させるために必要な期間、概ね20～30年程度を一つの目安とする」としている。

# 計画対象降雨



- 中川流域において過去最大となる浸水被害は、昭和51年9月11日（台風17号）において19件の床下浸水がおこっている。また、近年では平成10年10月17日（台風10号）、平成29年9月17日（台風18号）において、有堤部からの越水が確認されおり、これら3洪水は水害統計記録にも記載されている。
- 約半世紀（1976年から現在まで）の降雨群から抽出した主要10降雨群の中でも、特に平成29年9月17日（台風18号）の流域平均雨量は10分～12時間の集計雨量がいずれも既往最大となり、約10時間で190mmもの雨が集中して中川水系流域に降り続けた。この豪雨の流域平均60分雨量は約1/10程度の確率規模であった。
- 水文統計学的アプローチの結果をふまえ、平成29年9月17日豪雨は気候変動の影響を受けていると定義できる



**【計画対象降雨】**

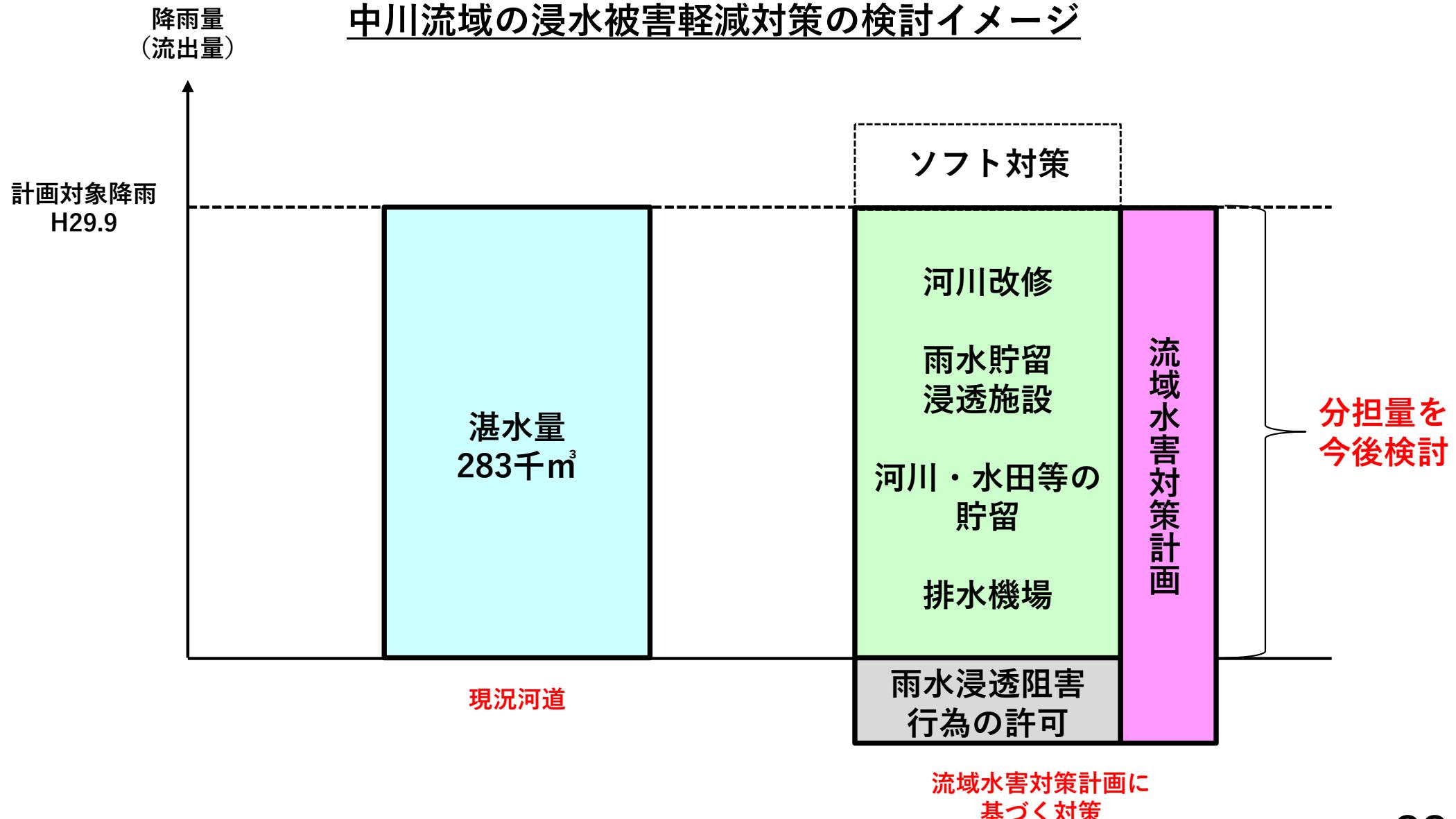
- ・気候変動の影響を考慮  
( $N=35, Gev: 172\text{mm} \times 1.1 = 189.2\text{mm}/24\text{h}$ )
- ・既往最大の出水規模  
( $190.2\text{mm}/24\text{h}$ ) となる**平成29年9月17日台風性降雨を計画対象降雨とする。**

【計画対象降雨】 流域平均10分雨量（平成29年9月17日台風18号）

# 計画対象降雨に対する浸水被害軽減対策の検討



- 計画では、計画対象降雨（平成29年9月豪雨）を想定した猿子川水門閉鎖時間帯の湛水量283千m<sup>3</sup>に対して、関係機関がそれぞれ分担することとし、さらに計画を上回る洪水に対しても、氾濫の被害を出来るだけ軽減するようソフト対策を推進する。  
※湛水量は今後変更の可能性有



# 今後のスケジュールについて

# 今後のスケジュール



- 特定都市河川では、「流域水害対策計画」に基づき対策を実施していく。
- 中川流域の浸水被害軽減に向け、計画策定に速やかに着手する。

R7.10.1

## 特定都市河川の指定

R7.10.27

## 流域水害対策協議会設立(第1回)

R8.2月ごろ

## 流域水害対策計画(素案) 公表(第2回)

R8.4月ごろ

## 流域水害対策計画(素案) 意見徴収(第3回)

R8.7月ごろ

## 流域水害対策計画(案) 策定(第4回)

R8.9月ごろ

## 流域水害対策計画 国土交通大臣同意

### 1.特定都市河川の指定エリア(中川流域)

雨水流出を抑制するため、1,000m<sup>2</sup>以上  
の雨水浸透阻害行為を許可制とし、  
貯留施設等の設置を義務付ける。

### 2.河川改修等ハード整備の加速化

流域水害対策計画に位置付けられた  
ハード対策に予算の重点措置が行われる。

今治市

西条市

